

第 109 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 20 年 3 月 25 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所 第三特別会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
藤原委員
総 務 省 武内電気通信事業部長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官
飯村料金サービス課課長補佐
寺岡料金サービス課課長補佐
事務局

【議事要旨】

1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度の接続料等の改定)について (報告書(案))
 - 事務局より、報告書(案)について説明が行われた後、審議が行われた。
 - 委員指摘の修正箇所については、主査と事務局にて調整の上、後日、各委員の了解を得て、電気通信事業部会にて報告することとされた。

2. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成 20 年度の接続料等の改定)について (報告書(案))
 - 事務局より、報告書(案)について説明が行われた後、審議が行われた。
 - 各委員指摘の修正箇所については、主査と事務局にて調整の上、後日、各委員の了解を得て、電気通信事業部会にて報告することとされた。

【主な発言等】

1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度の接続料等の改定)について(報告書(案))

相田委員：意見及びその考え方の中で、何か所か「軒並み引き下げ」という表

現があるが、この表現にはやや違和感を感じる。例えば、「ほとんど」といった趣旨の表現に変えた方が良いのではないか。

東海主査：御指摘のとおり。ただ、表現ぶりについては最終的には当方にお任せ頂きたい。

申請概要 25 ページの回線管理運営費の算定の平均化について、接続料規則第 3 条に基づく許可を要する理由は何か。コストチャージを行うための一般的な手法と認められ得るものではないか。

総務省：接続料規則に基づけば、回線ごとに回線管理運営費を算定することが原則。今回は PHS 基地局回線、ドライカップ、光ファイバの三つをまとめて算定しているため、個別算定の原則の例外となり、接続料規則第 3 条に基づく許可を要するもの。

東海主査：条文上は個別算定を求めていたのか。「原価に照らし公正妥当」ではなかったか。

総務省：法律上はそのとおり。基本的には回線管理運営費をそれぞれ機能ごとに算定することになっている。

東海主査：コストによっては、共通費が発生した場合に配賦を行う必要が生じる。配賦を行う前であればコストは共通化しているが、配賦を行えば個別のコストとなる。いずれも一つの手法であり、配賦という形をとらないので原価に照らして公正妥当ではないとは言えないのではないか。今回については接続料規則第 3 条の許可を行うということで良いが、先々は、増分費用的な考え方の導入や、2 以上のサービスで共通しているコストがある場合の配賦の方法などを弾力的に検討する必要があるということ念頭に置いておかなければならない。

東海主査：意見及びその考え方の中での公衆電話機能に係るコストの扱いについて、答え方としては従前どおりのものにならざるを得ないが、今後は、公衆電話が益々減っていく中、環境に合わせた負担の求め方など、もう少し踏み込んで考える必要があるだろう。

また、耐用年数についても意見を頂いているが、そもそも絶対的な耐用年数というものはなく、様々な政策的な配慮から決められているものである。たとえば、実態として需要が伸びているサービスに係る設備に対しては、耐用年数を延ばし、コストを下げていくことはあり得る。

それから考え方 4 にある「意図的に」という表現は適切なものとはいえない。政策的配慮の観点から考え方を述べるのであれば、もう少し適切な文言があるはず。

スタックテストについて、ガイドライン策定後、実施するのは今回が初めてか。

総務省：御指摘のとおり。

東海主査：本件に対して、他に意見がなければ、指摘のあった点を修正した報告書（案）をもって、電気通信事業部会にて当委員会の検討結果として報告することとしたい。なお、指摘のあった意見及びその考え方の修正箇所については、当方にご一任いただき、事務局と調整の上、別途御確認いただくこととさせていただきたい。

2. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定）について（報告書（案））

相田委員：考え方3についてであるが、接続事業者からの要望があり、技術的に可能であればアンバンドルするのが原則であれば、「必要性や関連性はない。」とするのは言い過ぎ。確かに、き線点RT-GC間伝送路費用の付け替えとは直接は関係がないのは理解するが、やはり技術的観点からRTでの接続形態については検討すべきものであり、今回は、「可能かどうかは別途協議すべき」という程度の文言にした方が良いのではないか。

東海主査：同感。

総務省：御指摘の趣旨を踏まえて修正を行いたい。

藤原委員：考え方6については逆に言い過ぎではないか。そこまで書く必要はないのではないのか。

総務省：昨年9月の答申（平成20年度以降の接続料算定の在り方について）での考え方を引用したもの。

藤原委員：それは理解しているが、ここでの意見は、東西別接続料の設定に関する検討を求めるものであり、意見で述べられている趣旨以上のことを詳細に立ち入って記載する必要はないと思う。もっと、ソフトな表現とすべき。

東海主査：考え方6の最後の段落を削除したとしても、全体として内容は変わらないはずであるので、そのように修正してはどうか。

総務省：御指摘を踏まえ修正したい。

東海主査：ほかに意見がないようであれば、意見及びこれに対する考え方を2か所修正する必要があるが、全体に影響するものではないので、先程と同様、当方と事務局とで調整し、各委員に御確認いただいた上で、修正後の報告書（案）を、当委員会の検討結果として電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上